

平成 29 年 5 月 吉日

お客様各位

一般財団法人カケンテストセンター

### 家庭用品品質表示法改正への対応について

拝啓

貴社ますますご盛栄のこととお慶び申し上げます。

また、平素は格別のお引立てを賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、ご承知の通り、平成 29 年 4 月 1 日に家庭用品品質表示法等の一部改正が行われ、繊維製品の同法に基づく表示につきましても、部分的に変更が必要となりました。

つきましては、当センターの品質検査報告書等も、本年 6 月 1 日より改正に準拠した用語を用いて発行させていただきます。

ご参考までに変更内容の一例を次にご紹介いたします。

「指定外繊維」等の旧指定用語を廃止し、新指定用語である次の分類名等を用います。

「植物繊維」、「動物繊維」、「再生繊維」、「半合成繊維」、

「合成繊維」、「無機繊維」、「分類外繊維」、「複合繊維」

#### <変更例>

旧表示:

指定外繊維(大麻)100%



新表示:

植物繊維(大麻) 100%

旧表示:

指定外繊維(リヨセル)100%



新表示:

再生繊維(リヨセル)100%

当件に関するお問い合わせは、一般財団法人カケンテストセンター業務部(TEL:03-3241-2545)もしくは最寄りの事業所または検査所までお願い申し上げます。

ご理解とご対応のほど、何卒よろしくお願い申し上げます。

敬具